

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第20回 地方からみる民主主義（1）

#### 1. 地方自治の本旨

- ・ 地方自治とは、地方における政治と行政を、地域住民の意思に基づいて、国から独立した地方公共団体が、その権限と責任において自主的に処理することをいう。
- ・ 地方自治の保障の性質については、地方公共団体の前国家的な固有の権利とみる見解、国から伝来され、ないし承認される限りで認められるものとみる見解、憲法によって保障された歴史的・伝統的・理念的な公法上の制度を保障したものとみる見解とが対立している。
- ・ 93条2項にいう「地方公共団体」について、判例は、「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とするもの」と判示している（区長公選制廃止違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和38年3月27日刑集17巻2号121頁））。
- ・ 地方公共団体の組織や運営に関する事項は、法律により定められる（92条）。地方公共団体の長や議会の議員は、住民の選挙により選出される（93条2項）。
- ・ 92条にいう「地方自治の本旨」とは、地方自治が、国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという自由主義的要素と、住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素という2つの要素からなる。
- ・ 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模で／全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業の実施、その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるべきである（地方自治法1条の2第1項）。

## 2. 条例制定権とその限界

- ・ 地方公共団体の議会は、法令の範囲内で、条例（地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法）を制定することができる（94条）。
- ・ 94条にいう「条例」とは、(形式的意味の) 条例（地方自治法14条）のみを指すか、長の制定する規則（地方自治法15条）を含むか、さらに各種委員会の制定する規則等の規程（地方自治法138条の4第2項）を含むかで争いがある。
- ・ 条例は、地方公共団体の事務に関する事項しか規定できないが、その範囲内であれば、国の法令とは無関係に独自に規定を設けることができる。

## Quiz

Q20 日本国憲法に規定する地方自治に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 地方公共団体の長、議会の議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するとしており、地方公共団体自らの意思と責任の下でなされるという団体自治の原則を具体化したものである。
2. 地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができるため、地域の実情に応じて、法律の定める規制基準より厳しい基準を条例で定めることは、いかなる場合も認められない。
3. 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置するとしているが、町村においては、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。
4. 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができず、現在まで特別法が成立した事例はない。
5. あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律によることを必要とするが、ここでいう法律には条例が含まれないと解されるので、地方公共団体は条例で地方税を賦課徴収することはできない。

(平成22年度特別区職員I類採用試験)